

## 事実関係を争わない場合の刑事裁判の流れ

手続	内容	裁判官・検察官・弁護人の発言例
冒頭手続 (刑事訴訟法291条)	開廷宣言	(裁判官) 開廷します。
	人定質問(刑訴規則196条)	(裁判官) 被告人は、証言台の前に立ちなさい。 名前は何と言いますか(あなたが答える)。 生年月日はいつですか(同上)。 本籍はどこですか(同上)。 住所はどこですか(同上)。 職業は何ですか(同上)。
	起訴状朗読(刑事訴訟法291条1項)	(裁判官) それでは、これから被告人に対する〇〇被告事件についての審理を始めます。 平成〇年〇月〇日付起訴状は受け取ってますね(あなたが答える)。 検察官、起訴状を朗読してください。 (検察官) それでは起訴状を朗読します。公訴事実……罪名及び罰条……。
	黙秘権及び訴訟法上の権利についての告知(刑事訴訟法291条3項、刑訴規則197条)	(裁判官) これから、今朗読された事実について審理を行いますが、審理に先立ち被告人に注意しておきます。 被告人には黙秘権があります。したがって、被告人は答えたくない質問に対しては答えを拒むことができるし、また初めから終わりまで黙っていることもできます。 もちろん質問に対して答えたいときには答えてもよいが、被告人がこの法廷で述べたことは、被告人に有利、不利を問わず証拠として用いられることがあるから、そのことを念頭において答えるようにしてください。
	被告人及び弁護人の被告事件に対する陳述(いわゆる罪状認否) (刑事訴訟法291条3項)	(裁判官) それを前提として、今読まれた事実について何か述べることはありますか。 (被告人) 間違いありません。 (裁判官) 弁護人のご意見はいかがですか。 (弁護人) 被告人と同様です。 (裁判官) 被告人は、後ろの椅子に戻るように。
証拠調手続(刑事訴訟法292条)	検察官の冒頭陳述(刑事訴訟法296条)	(裁判官) それでは証拠調べに入ります。検察官、冒頭陳述をどうぞ。 (検察官) 検察官が証拠により証明しようとする事実は以下のとおりであります……(冒頭陳述を読み上げる)。

<p>検察官による証拠調べの請求(刑事訴訟法298条1項、刑訴規則193条1項)</p>	<p>(検察官) 以上の事実を立証するため、証拠等関係カード記載の甲号証及び乙号証の証拠調べを請求いたします。</p>
<p>証拠調べ請求に対する意見等(刑訴規則190条2項前段)</p>	<p>(裁判官) 弁護人、ご意見はいかがですか。 (弁護人) すべて同意いたします。 * 事実関係に争いのない事件の場合、全ての証拠に対し同意することが多い(刑事訴訟法326条1項)。</p>
<p>証拠決定(刑訴規則190条1項)</p>	<p>(裁判官) それでは、書証について採用し取調べをいたします。</p>
<p>証拠調べの施行</p>	<p>(裁判官) 検察官、採用した甲号証及び乙号証の(書証の)要旨を告知してください(刑訴規則203条の2第1項)。 (検察官) 甲1号証につきましては…(各書証の要旨の告知をする)。 (裁判官) 提出してください。検察官の立証は以上ですか。 (検察官) 以上です。</p>
<p>情状証人尋問及び被告人質問 (情状証人が見あたらない場合は行わない)</p>	<p>(裁判官) 弁護人の立証のご予定は? (弁護人) 情状証人として〇〇の尋問と被告人質問をお願いします。 (裁判官) 検察官、ご意見は? (検察官) しかるべく。</p> <p>(裁判官) それでは証人尋問を行います。証人の方、証言台の方に出てください。 改めて聞きますが、名前は何と言いますか。 年齢、本籍、住所、職業は先ほど書かれたとおりで間違いありませんね。 ただいまからあなたをこの事件の証人として尋問しますから、まずうそをつかないという宣誓をしてください。その宣誓書を朗読してください。 証人は今宣誓したように本当のことを証言してください。もし宣誓した上で虚偽の証言をすると偽証罪で処罰されることがあります。 * 証人尋問をする *</p> <p>(裁判官) それでは被告人質問を行います(刑事訴訟法311条)。被告人は証言台の前に立ちなさい。 * 被告人質問をする *</p>

弁論手続	論告・求刑(刑事訴訟法293条1項)	(裁判所) 双方,他に立証はありますか。 (検察官・弁護人) ございません。 (裁判官) 立証がなければ,まず検察官,ご意見をどうぞ。 (検察官) * 論告を読み上げる。
	弁論(刑事訴訟法293条2項、刑訴規則211条)	(裁判官) 弁護人,ご意見をどうぞ。 (弁護人) * 最終弁論を読み上げる。
	最終陳述(刑事訴訟法293条2項、刑訴規則211条)	(裁判官) 被告人,証言台の前に立ちなさい。 以上で審理を終るわけだけれども,被告人として最後に何か言っておきたいことはありますか。 (被告人) * 意見を言う。
	弁論の終結	(裁判官) これで弁論を終結します。 では,判決期日を指定します。裁判所としては○月○日午後○時にしたいと思うのですが,弁護人のご都合をうかがいます。 検察官もよろしいですか。
	公判期日の告知	(裁判官) 判決は平成○年○月○日午後○時に言い渡しますから,そのときまた出頭するように。分かりましたね。 今日は帰ってよろしい。
判決宣告手続(次回期日)	開廷宣言	(裁判官) 開廷します。
	人定質問	(裁判官) 被告人は証言台の前に立ちなさい。 ○○でしたね。生年月日,本籍,住所,職業については以前述べたのと同じですね。
	判決宣告(刑事訴訟法342条、刑訴規則35条)	(裁判官) それでは,被告人に対する○○被告事件について判決を言い渡します。  (裁判官) (判決書を読み上げる)主文,被告人を・・・。  これは有罪の判決ですから,不服がある場合には,14日以内に高等裁判所に控訴を申し立てることができます。控訴する場合には,○○高等裁判所あての控訴状を作成し,当裁判所に差し出すという手続が必要です。実際に控訴するかどうかは,家族や弁護人と相談して決めるといいでしょう。判決の内容とその後の説明は分かりましたね(刑訴規則220条)。 では,言渡しを終わります。